

# 資料編／連結

## 連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は上記2.と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 6年～47年 動産 3年～20年
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による計算をしております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権のうち貸出金については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,433百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 12-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異  
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生翌連結会計年度から)費用処理
- 12-2. 当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)  
年金資産の額 1,358,815 百万円  
年金財政計算上の給付債務の額 1,630,641 百万円  
差引額 △271,826 百万円  
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自平成23年3月1日至平成23年3月31日) 0.2471%
- ③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10か月の元利均等償却であり、当金庫は、当連結会計年度の連結財務諸表上、特別掛金50百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式により行っております。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 26百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,825 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 109百万円
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は224百万円、延滞債権額は12,021百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は26百万円であります。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は468百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,741百万円であります。  
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,318百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 219 百万円  
預け金(信金中金定期預金) 6,000百万円  
担保資産に対応する債務  
預金(別段預金) 141 百万円  
上記のほか、内国為替決済の担保として、預け金(信金中金定期預金)12,000百万円を差し入れております。
28. 出資1口当たりの純資産額 11,412 円 97 銭
29. 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。  
これらの与信管理は各営業店のほか、融資部により行われ、また定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
②市場リスクの管理  
(i)市場リスク管理  
当グループは、市場リスク管理規程及び管理要領によってリスク管理方針や手続等の詳細を明記し、金利の変動リスク、為替リスク及び価格変動リスクを管理しております。  
これらの市場リスク管理はリスク管理委員会において決定された方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行ってうえで理事会に付議、報告をしております。  
(ii)市場リスク管理に係る定量的情報  
当グループでは、「預け金」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。  
当グループのVaRは分散共分散法(保有期間1年(ただし、内国債券及び株式、投資信託については1か月)、信頼区分99%、観測期間5年、相関性を考慮せず)により算出しており、平成24年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,620百万円です。  
なお、当グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施しています。平成23年度に関して実施したバック・テストの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は債券1回、株式1回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。  
③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当グループは、流動性リスクに関する管理規程によって市場流動性リスク及び資金繰りリスクを管理しております。  
この管理規程に定められた手法と手続に則り、日々の支払準備率と流動性準備量を算出し、ALM委員会及び理事会に報告し、市場流動性・資金繰りの状況を適切に把握、対応いたします。  
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち貸出金、預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
30. 金融商品の時価等に関する事項  
平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)
- |              | 連結貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額   |
|--------------|------------|---------|-------|
| (1) 預け金      | 63,120     | 63,594  | 474   |
| (2) 有価証券     |            |         |       |
| 満期保有目的の債券    | 10,501     | 10,568  | 66    |
| その他有価証券      | 78,711     | 78,711  | —     |
| (3) 貸出金(*1)  | 154,998    |         |       |
| 貸倒引当金(*2)    | △3,212     |         |       |
|              | 151,785    | 154,261 | 2,475 |
| 金融資産計        | 304,119    | 307,135 | 3,015 |
| (1) 預金積金(*1) | 294,435    | 294,948 | 513   |
| 金融負債計        | 294,435    | 294,948 | 513   |
- (\*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。  
(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割りいた現在価値を算定しております。  
なお、延長特約付定期預金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。  
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、31.から33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積が困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）  
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割りいた価値

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は無リスク利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	8
組合出資金(*2)	64
合 計	72

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	47,220	15,900	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	9,927	600
その他有価証券のうち満期があるもの	13,042	16,097	41,862	4,687
貸出金(*)	45,566	45,892	31,093	28,019
合 計	105,828	77,889	82,882	33,306

(\*) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 （単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	262,970	31,154	34	276
合 計	262,970	31,154	34	276

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券 （単位：百万円）

種 類	連結貸借対照表計上額		時 価	差 額
	種 類	種 類		
時価が 連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	599	620	20
	地方債	3,999	4,087	87
	社債	3,181	3,240	58
	その他	—	—	—
	小計	7,780	7,947	167
	時価が 連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—
地方債	599	598	△1	
社債	921	919	△2	
その他	1,200	1,103	△96	
小計	2,721	2,620	△100	
合 計	10,501	10,568	66	

その他有価証券 （単位：百万円）

種 類	連結貸借対照表計上額		取得原価	評価差額
	種 類	種 類		
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	161	151	9
	債券	58,501	56,880	1,620
	国債	13,891	13,569	321
	地方債	18,642	18,244	397
	社債	25,967	25,066	901
	その他	3,274	2,842	432
小計	61,936	59,874	2,062	
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	217	229	△12
	債券	12,097	12,143	△45
	国債	8,876	8,900	△23
	地方債	1,121	1,136	△14
	社債	2,098	2,106	△7
	その他	4,460	4,961	△501
小計	16,774	17,334	△559	
合 計	78,711	77,209	1,502	

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 （単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	430	55	△16
債券	23,418	477	△190
国債	1,558	60	—
地方債	10,501	185	—
社債	11,358	232	△190
その他	150	25	△8
合 計	23,999	558	△216

33. 減損処理を行う有価証券

その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額するとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が帳簿価額から50%以上下落しているものは評価損を全額、30%以上50%未満のものについては、時価が過去1年間に一度も帳簿価額を上回ることなかったものについて「著しく下落した」と判断して処理を行っております。

34. 満期保有目的の金銭的信託

連結貸借対照表計上額 300百万円

35. 当貸借対照表及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,929百万円であり、これらすべて原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下の通りであります。

退職給付債務	△647百万円
未積立退職給付債務	△647
未認識数理計算上の差異	6
退職給付引当金	△640

37. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,008百万円
有価証券評価損	601
退職給付引当金	179
減価償却費	110
役員退職慰労引当金	22
その他	172
繰延税金資産小計	2,094
評価性引当額	△155
繰延税金資産合計	1,938
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△397
繰延税金負債合計	△397
繰延税金資産の純額	1,541
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額	△13.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
税率変更による期末繰延税金資産	24.3
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担	42.1

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度以降に見込まれる一時差異については29.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に見込まれる一時差異については27.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は167百万円減少し、その他有価証券評価差額金は43百万円増加し、法人税等調整額は211百万円増加しております。

38. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立債」は「その他経常収益」に計上しております。

39. 表示方法の変更

リース資産及び建設仮勘定について、従来、連結貸借対照表上「その他の有形固定資産」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「リース資産」及び「建設仮勘定」として表示しております。

連結損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 338円43銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却68,375千円、株式等償却25,526千円を含んでおります。

# 資料編／連結

## 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	14,282,140	14,696,037
利益剰余金増加額	443,194	503,074
当期純利益	443,194	503,074
利益剰余金減少額	29,298	29,501
当期純損失	—	—
配当金	29,298	29,501
利益剰余金期末残高	14,696,037	15,169,609

## 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
破綻先債権	592	224
延滞債権	11,136	12,021
3か月以上延滞債権	72	26
貸出条件緩和債権	343	468
合計	12,145	12,741

## 連結セグメント

連結会社の事業に占める割合は僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 自己資本の充実の状況等について

## 定量的な開示事項

## 自己資本の構成に関する事項

項目	(単位：百万円)	
	平成22年度	平成23年度
(自己資本)		
出資金	740	745
資本剰余金	—	—
利益剰余金	14,666	15,139
その他有価証券の評価差損	—	—
連結子法人等の少数株主持分	—	—
基本的項目計(TierI)計(A)	15,406	15,885
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	888	542
負債性資本調達手段等	—	—
補完的項目不算入額(△)	149	—
補完的項目(TierII)計(B)	738	542
自己資本総額 [(A)+(B)](C)	16,145	16,428
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,694	2,844
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,950	2,100
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップ	178	165
控除項目不算入額(△)	2,694	2,844
控除項目計(D)	178	165
自己資本額 [(C)-(D)](E)	15,967	16,262
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	107,738	101,559
オフ・バランス取引等項目	1,339	968
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,134	8,938
リスク・アセット等計(F)	118,212	111,467
連結TierI比率(A/F)	13.03%	14.25%
連結自己資本比率(E/F)	13.50%	14.58%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

	(単位：百万円)			
	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	109,077	4,363	102,528	4,101
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	107,738	4,309	101,559	4,062
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	36	1	37	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	271	10	318	12
地方三公社向け	1	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,096	803	17,300	692
法人等向け	35,081	1,403	34,988	1,399
中小企業等向け及び個人向け	23,486	939	20,833	833
抵当権付住宅ローン	8,741	349	10,178	407
不動産取得等事業向け	3,478	139	2,817	112
三月以上延滞等	741	29	372	14
取立未済手形	12	0	18	0
信用保証協会等による保証付	1,451	58	1,397	55
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	3,150	126	2,925	117
上記以外	10,424	416	9,606	384
② 証券化エクスポージャー	656	26	656	26
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	656	26	656	26
③ 複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	98	3	97	3
ロ、オペレーショナル・リスク	9,134	365	8,938	357
ハ、連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	118,212	4,728	111,467	4,458

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を使用しております。  
 <オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法>  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%  
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

# 資料編／連結

自己資本の充実の状況等について

## 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		平成22年度	平成23年度
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
国	内	324,459	310,574	1,745	1,254	60,436	78,216	—	—	1,118	817
国	外	7,155	6,173	—	—	7,155	6,173	—	—	—	—
地 域 別 合 計		331,615	316,747	1,745	1,254	67,592	84,390	—	—	1,118	817
製 造 業		31,460	31,209	250	288	2,036	2,124	—	—	285	263
農 業 ・ 林 業		454	441	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		24	3	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		17,112	16,281	182	68	—	—	—	—	304	129
電気・ガス・熱供給・水道業		883	604	—	—	766	498	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,304	567	—	—	1,207	500	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業		9,775	10,423	119	101	904	802	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業		10,835	11,438	247	237	502	902	—	—	140	11
金 融 業 ・ 保 険 業		109,803	77,881	—	—	13,190	12,303	—	—	—	—
不 動 産 業		15,897	15,716	772	356	1,119	1,212	—	—	16	16
物 品 賃 貸 業		624	538	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		368	323	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		2,871	2,607	50	50	—	—	—	—	8	70
生活関連サービス業・娯楽業		53	103	—	50	—	—	—	—	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業		541	655	—	—	—	—	—	—	8	—
医 療 ・ 福 祉		5,603	5,396	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		5,770	5,938	50	44	—	—	—	—	3	81
国・地方公共団体等		58,715	77,401	—	—	47,866	66,046	—	—	—	—
個 人		50,373	50,481	65	55	—	—	—	—	350	244
そ の 他		9,139	8,731	6	0	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		331,615	316,747	1,745	1,254	67,592	84,390	—	—	1,118	817
1 年 以 下		8,716	34,988	565	373	7,387	12,678	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		38,375	16,050	382	346	10,891	5,794	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		13,451	22,602	77	87	3,416	9,714	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		19,565	32,066	92	37	7,713	16,058	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下		61,475	60,409	80	54	33,015	35,575	—	—	—	—
1 0 年 超		68,900	60,888	543	335	5,167	4,569	—	—	—	—
期間の定めのないもの		121,130	89,743	5	20	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		331,615	316,747	1,745	1,254	67,592	84,390	—	—	—	—

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 左記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
製造業	480	871	391	362	871	1,233	2	2
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	359	455	96	82	455	538	16	35
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	26	45	18	3	45	48	39	0
卸売業・小売業	14	14	0	28	14	42	13	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	141	248	107	38	248	287	31	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	3	3	0	3	4	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	61	64	2	47	64	112	5	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	294	294	68	294	362	—	—
教育・学習支援業	4	6	2	△6	6	—	—	—
医療・福祉	19	—	△19	2	—	2	—	—
その他のサービス	1	0	△1	0	0	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	74	63	△11	39	63	103	—	29
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,183	2,069	886	666	2,069	2,736	90	68

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資料編  
連結（自己資本の充実の状況）

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	526	91,873	451	94,705
10%	2,001	31,333	1,601	32,069
20%	85,190	172	68,287	190
35%	—	25,493	—	29,217
50%	3,121	3,262	4,012	2,919
75%	—	30,581	—	27,468
100%	3,805	54,455	3,399	52,824
150%	—	261	—	200
350%	—	—	—	—
自己資本控除	178	—	165	—
合計	94,824	237,433	77,917	239,595

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

# 資料編 / 連結

自己資本の充実の状況等について

## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
適格金融資産担保	5,495	5,184
保証	32,920	32,210
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 当グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	0	0

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	0	0	0	0
外国為替関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	0	0	0	0
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ●オリジネーターの場合

該当ございません

### ●投資家の場合

<保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳>

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
証券化エクスポージャーの額	984	971
債 券	984	971

<保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等>

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポート残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
20%	—	—	—	—
50%	300	300	6	6
100%	506	506	20	20
350%	—	—	—	—
自己資本控除	178	165	—	—
債 券	178	165	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

<証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額>

該当ございません

## 出資等エクスポージャーに関する事項

## 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,747	2,747	2,435	2,435
非上場株式等	8	8	8	8
合計	2,755	2,755	2,443	2,443

## 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ございません

## 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
売却益	—	88
売却損	—	16
償 却	27	—

## 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	451	361

## 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

## 金利リスクに関する事項

連結も単体と同額になります。40頁をご参照下さい。

## 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の引当状況

連結も単体と同額になります。34頁をご参照下さい。



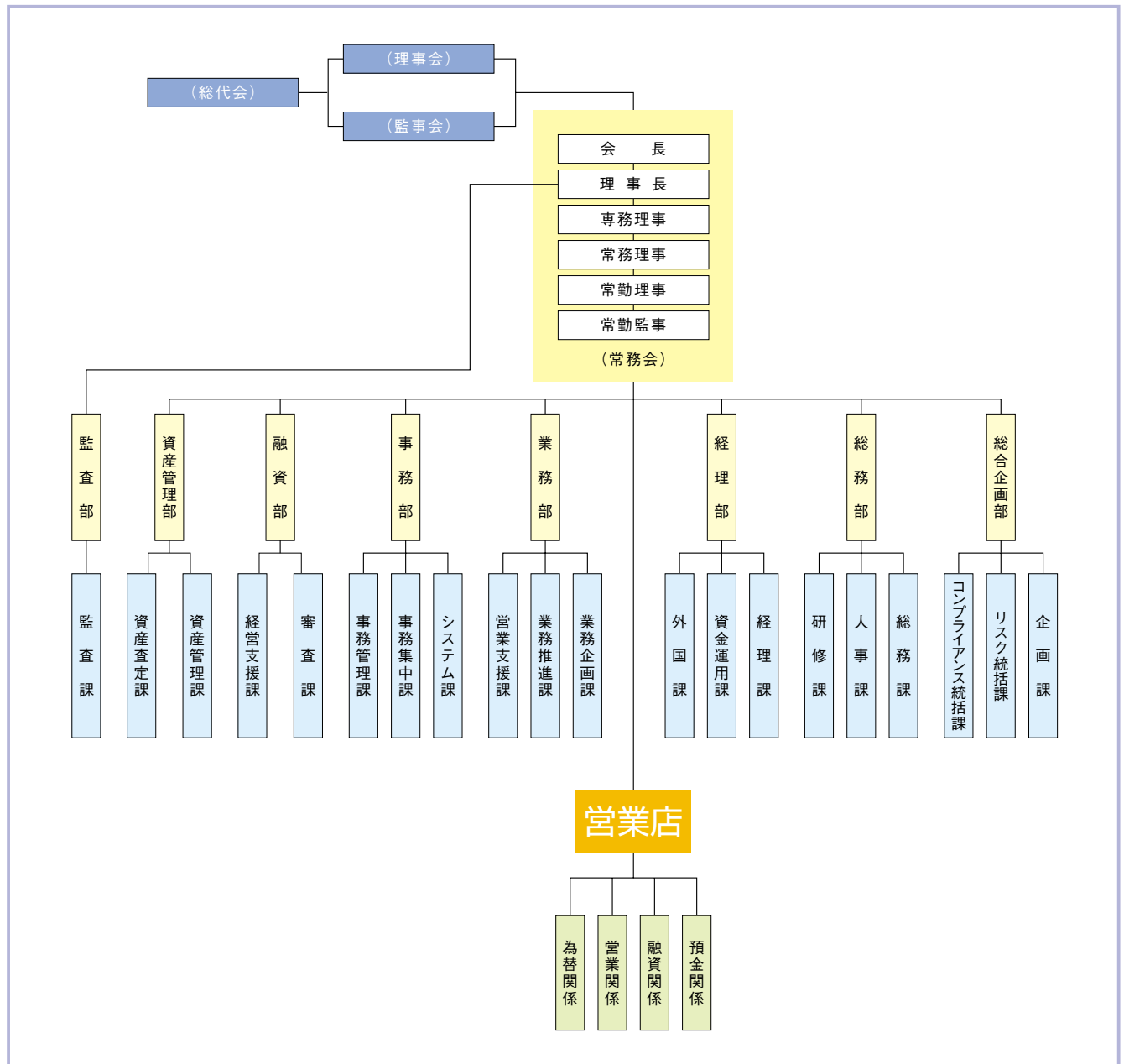
# 役員・業務組織図

## 役員

理事長（代表理事）	小滝 勝昭	常勤監事	小林 利次
常務理事（代表理事）	遠藤 芳幸	理事	田中 實
常務理事（代表理事）	鈴木 昇	理事	井出 稔
常勤理事	磯野 幸己	監事	小林 敬昌
常勤理事	島道 守	監事	長橋 順
常勤理事	鈴木 昭雄		
常勤理事	浅見 祐司		

（平成24年6月末現在）

## 業務組織図



# 沿革

昭和 13年 8月	吉原町利用信用販売購買利用組合を設立する。
昭和 19年 4月	吉原町農業会を設立する。
昭和 23年 1月	吉原町利用信用販売購買利用組合と吉原町農業会の合併により、吉原町信用利用組合として発足。
昭和 25年 2月	吉原市信用組合に改組する。
昭和 26年 9月	富士信用組合を設立する。
昭和 26年 12月	鷹岡支店を設立する。
昭和 27年 2月	昭和 26年制定の信用金庫法により、吉原信用金庫に改組する。 初代理事長 山崎宇之助 就任。
昭和 27年 4月	岩松支店を開設する。
昭和 28年 4月	昭和 26年制定の信用金庫法により、富士信用金庫に改組する。 初代理事長 佐野貞作 就任。
昭和 29年 12月	駅南支店を開設する。
昭和 33年 7月	富士岡支店を開設する。
昭和 35年 6月	蒲原支店を開設する。
昭和 36年 6月	今泉支店を開設する。
昭和 39年 8月	伝法支店を開設する。
昭和 44年 11月	吉原駅南支店を開設する。
昭和 46年 4月	旧富士信用金庫と吉原信用金庫の合併により、新たな富士信用金庫となる。 同時に会長に佐野貞作、理事長に川島泰作が就任する。 旧富士信用金庫本店は富士支店として営業を開始する。
昭和 46年 11月	広見町支店を開設する。
昭和 47年 11月	富士宮支店を開設する。
昭和 49年 3月	厚原支店を開設する。
昭和 52年 2月	富士見台支店を開設する。
昭和 53年 10月	田子浦支店を開設する。
昭和 55年 7月	理事長に佐野熊次郎が就任する。
昭和 56年 3月	本店で外貨両替業務を開始する。
昭和 57年 2月	新本部・本店の建物が青島町に完成し、営業を開始する。 旧本店は、吉原支店として営業を開始する。
昭和 57年 5月	会長に佐野熊次郎、理事長に山本平八郎が就任する。

昭和 59年 12月	富士宮東支店を開設する。
昭和 61年 3月	八幡町支店を開設する。
昭和 61年 11月	今泉北支店を開設する。
昭和 61年 11月	森島支店を開設する。
平成 2年 4月	大淵中野支店を開設する。
平成 4年 3月	須津支店を開設する。
平成 5年 5月	吉原・富士・富士岡・富士宮・厚原支店で外貨両替業務を開始する。
平成 7年 5月	中丸支店を開設する。
平成 8年 4月	鷹岡・駅南支店で外貨両替業務を開始する。
平成 8年 7月	会長に山本平八郎、理事長に山本誠が就任する。
平成 8年 11月	広見町支店を新築移転する。
平成 9年 10月	外国為替公認銀行としての業務を開始する。
平成 10年 3月	蒲原支店を新築移転する。
平成 11年 3月	富士支店を新築する。
平成 12年 3月	本店を増築する。
平成 12年 9月	ふじしん相談プラザを開設する。
平成 13年 4月	損害保険窓口販売を開始する。
平成 13年 7月	ふじしんモバイルバンキングサービスを開始する。
平成 13年 12月	ふじしんインターネットバンキングサービスを開始する。
平成 14年 3月	投資信託窓口販売を開始する。
平成 14年 7月	印鑑照合システムの運用を開始する。
平成 14年 10月	創立50周年記念式典を開催する。
平成 15年 3月	個人向け国債の取扱いを開始する。
平成 15年 6月	今泉北支店を移転する。
平成 15年 7月	富士市指定代理金融機関に指定される。
平成 16年 12月	決済用預金の取扱いを開始する。
平成 18年 7月	富士市指定金融機関に指定される。
平成 19年 8月	会長に山本誠、理事長に小滝勝昭が就任する。
平成 23年 11月	大淵中野支店を移転新築する。
平成 24年 4月	資産管理部を創設する。
平成 24年 4月	研修センターを開設する。

# 店舗一覽

(富士信用金庫 金融機関コード 1515)



**本店・本部**  
(店番 080) | 富士市青島町212番地  
0545-53-2002 (本店)  
0545-53-3001 (本部)



**吉原支店**  
(店番 001) | 富士市御幸町5番1号  
0545-52-5031



**富士支店**  
(店番 002) | 富士市平垣本町4番4号  
0545-61-5120



**鷹岡支店**  
(店番 003) | 富士市鷹岡本町9番17号  
0545-71-2010



**岩松支店**  
(店番 004) | (旧)富士市岩本2083番地の1  
(新)富士市岩本98番地の1  
0545-61-5140



**駅南支店**  
(店番 005) | 富士市横割本町  
16番10号  
0545-61-5142



**富士岡支店**  
(店番 006) | 富士市富士岡  
1457番地の7  
0545-34-0405



**蒲原支店**  
(店番 007) | 静岡市清水区蒲原  
3丁目5番17号  
054-385-3195



**今泉支店**  
(店番 008) | 富士市宇東川東町  
4番1号  
0545-52-1815



**伝法支店**  
(店番 009) | 富士市吉原  
5丁目1番21号  
0545-52-0180



**吉原駅南支店**  
(店番 011) | 富士市鈴川東町4番9号  
0545-33-1405



**広見町支店**  
(店番 012) | 富士市広見西本町  
6番14号  
0545-21-5130



**富士宮支店**  
(店番 013) | 富士宮市城北町66番地  
0544-27-8811



**厚原支店**  
(店番 014) | 富士市厚原869番地の1  
0545-71-7266



**富士見台支店**  
(店番 015) | 富士市富士見台  
6丁目3番13号  
0545-21-2141

※全店のATMで、店舗営業時間終了後でも通帳繰越ができるようになりました。



田子浦支店 富士市柳島82番地の12  
(店番 016) 0545-63-7311



富士宮東支店 富士宮市東町9番5号  
(店番 017) 0544-26-3711



八幡町支店 富士市八幡町5番11号  
(店番 018) 0545-64-7001



今泉北支店 富士市今泉1丁目5番5号  
(店番 019) 0545-51-8000



森島支店 富士市森島379番地の6  
(店番 020) 0545-64-8211



大淵中野支店 富士市中野212番地の1  
(店番 021) 0545-36-2220



須津支店 富士市神谷422番地の7  
(店番 022) 0545-34-1080



中丸支店 富士市中丸703番地の6  
(店番 023) 0545-60-3737



相談プラザ 富士市青島町212番地  
☎0120-42-8899

店舗一覧

岩松支店が  
新しくなります！



地鎮祭の様子



その他CD・ATM設置場所

富士市役所、富士市立中央病院、イオンタウン富士南、富士宮市役所(共同)、ピアゴ富士宮店(共同)、JR名古屋駅(共同)、中部国際空港(共同)、富士山静岡空港(共同)

営業地区

富士市、富士宮市、沼津市(旧戸田村を除く)、静岡市(旧庵原郡蒲原町及び由比町のみ)

# 開示項目一覧

## 単体ベースのディスクロージャー項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	53
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	53
(3) 事務所の名称及び所在地	55、56
2. 金庫の主要な事業の内容	19、20
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	28
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	28、29
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他の業務収支	
ウ. 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	
オ. 総資産経常利益率	
カ. 総資産当期純利益率	
② 預金に関する指標	32
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③ 貸出金等に関する指標	32、33
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④ 有価証券に関する指標	30
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分)の残存期間別の残高	
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券の区分)の平均残高	
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	3、4
(2) 法令遵守の体制	5
(3) 金融 ADR 制度への対応	8
5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	23、24
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	34
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	41
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	41
ウ. 信用リスクに関する事項	41
(ア) リスク管理の方針及び手続きの概要	
(イ) 標準的手法が適用されるポートフォリオについての事項	
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	42
キ. オペレーショナル・リスクに関する事項	42
ク. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	42
ケ. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	42
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する事項	36
イ. 自己資本の充実度に関する事項	36

ウ. 信用リスクに関する事項	37
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	39
オ. 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	39
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	39
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	40
ク. 金利リスクに関する事項	40
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	31
② 金銭の信託	31
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	31
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34
(6) 貸出金償却の額	33
(7) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている旨の表示	27
6. 報酬等に関する事項	27
(参考1) 直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	27
(参考2) 退職給付会計に関する開示	30

## 連結ベースのディスクロージャー項目

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	43
(2) 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	43
① 名称	
② 主たる営業所又は事務所の所在地	
③ 資本金又は出資金	
④ 事業の内容	
⑤ 設立年月日	
⑥ 金庫が所有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	43
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	43
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 純資産額	
⑤ 総資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	44、47
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	47
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 連結の範囲に関する事項	43
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する事項	48
イ. 自己資本の充実度に関する事項	48
ウ. 信用リスクに関する事項	49
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	51
オ. 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	51
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	51
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	52
ク. 金利リスクに関する事項	52
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	47



### ◎表紙のご説明◎

本誌の表紙の絵は、  
遠藤友子先生(日本画府常務理事)の作品です。

作品名「富士と白梅紅梅」

# お知らせ

当金庫は平成24年度で創立60周年を迎えることとなりました。  
これも地域の皆さまにご愛顧いただいた結果であると感謝申し上げます。



地域の皆さまに少しでも貢献ができますよう、当金庫は今後も様々な活動を行ってまいります。

## 救急車両の寄贈

少子高齢化社会を迎えるにあたり、地域医療は重要性を増しております。また富士市は工業都市であり人口も多く、救急医療の重要性も増していることから、当金庫は救急車両を富士市に寄贈いたしました。

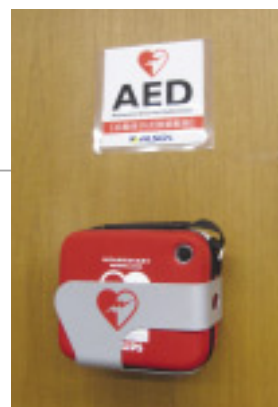


## 非常用電力の確保

営業店各店には、停電の際にATM稼働や支店機能維持を目的に非常用の発電機を設置していますが、一部の店舗(吉原・厚原・田子浦・森島)では支店運営に必要な電力を上回る発電が可能となっております。大規模災害が発生した際には、この余剰電力を分電することにより、地域の皆様に供給できるようにしております。

## AEDの確保

当金庫では、全店舗にAED(自動体外式除細動機)を設置しています。AEDとは、心肺停止状態にある患者様に対して電気ショックを加えることにより、心肺蘇生を促す装置です。営業店のロビーに設置しておりますので、店舗内や営業地区での緊急の際には、このAEDを利用できるようになっております。



## 障がいのある方への配慮

ふじしんでは、全営業店に視覚障がいのあるお客様に対応したATM機を導入いたしました。また、一部の店舗ではありますが、店舗入口に点字ブロックを敷設しております。



このディスクロージャー誌は、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいようカラーユニバーサルデザインに配慮して作られていると、NPO法人CUDOによって認証された印刷物です。

ふじしん

THE FUJI SHINKIN BANK DISCLOSURE 2012

<http://www.shinkin.co.jp/fuji/>

